

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年12月11日

長崎地方法務局五島支局 登記官 西久保勝之

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3106-2022-0001	五島市玉之浦町幾久山字唐干田 1 7 番 1	田	5 0 2
3106-2022-0002	五島市玉之浦町幾久山字唐干田 1 8 番	畑	7 4 7
3106-2022-0003	五島市玉之浦町幾久山字唐干田 2 1 番	畑	4 7 9
3106-2022-0004	五島市玉之浦町幾久山字八ノ久保 6 9 番	畑	6 6 4
3106-2022-0006	五島市玉之浦町幾久山字大野 2 4 2 番第 2	畑	3 2 7
3106-2022-0013	五島市玉之浦町幾久山字歳木山 1 9 6 5 番第 2	畑	8 0 6
3106-2022-0014	五島市玉之浦町幾久山字歳木山 1 9 6 6 番	畑	4 2